(三)　雇用受入れ施設が、ベトナム厚生労働省告示第三の二の2に定める要件を満たしていること。

(四)　(二)に掲げる同等報酬の要件の遵守状況及び(三)に掲げる雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

(五)　受け入れているベトナム人介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人介護福祉士が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人介護福祉士が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人介護福祉士の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

第四　上陸の手続

本邦に上陸しようとするベトナム人看護師等は、査証の発給を受け、法第三章第一節及び第二節に規定する上陸の手続を経て、特定活動の在留資格並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士にあっては三年、ベトナム人看護師候補者、ベトナム人就労介護福祉士候補者及びベトナム人就学介護福祉士候補者にあっては一年の在留期間の決定を受けるものとする。

第五　在留期間の更新及び在留資格の変更の手続

一　ベトナム人看護師候補者

1　在留期間の更新の手続

本邦に在留するベトナム人看護師候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて三年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。

2　在留資格の変更の手続

本邦に在留するベトナム人看護師候補者であって、やむを得ない事情により指定された受入れ機関又は雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、その在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな受入れ機関又は雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

二　ベトナム人就労介護福祉士候補者

1　在留期間の更新の手続

本邦に在留するベトナム人就労介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて四年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。

2　在留資格の変更の手続

本邦に在留するベトナム人就労介護福祉士候補者であって、やむを得ない事情により指定された受入れ機関又は雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、その在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな受入れ機関又は雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

三　ベトナム人就学介護福祉士候補者

1　在留期間の更新の手続

本邦に在留するベトナム人就学介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年又は六月（ただし、指定された介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。

2　在留資格の変更の手続

本邦に在留するベトナム人就学介護福祉士候補者であって、やむを得ない事情により指定された介護福祉士養成施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、その在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな介護福祉士養成施設を指定する許可を受けるものとする。

四　ベトナム人看護師

1　在留期間の更新の手続

本邦に在留するベトナム人看護師であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を三年又は一年とする許可を受けるものとする。

2　在留資格の変更の手続

次のいずれかに該当する者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな活動を指定し、新たな在留期間を(一)に該当する者については三年、(二)に該当する者については三年又は一年とする許可を受けるものとする。

(一)　本邦に在留するベトナム人看護師候補者であって、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けてベトナム人看護師としての活動を行おうとするもの

(二)　本邦に在留するベトナム人看護師であって、指定された受入れ機関又は雇用受入れ施設を変更してベトナム人看護師としての活動を継続しようとするもの

五　ベトナム人介護福祉士

1　在留期間の更新の手続

本邦に在留するベトナム人介護福祉士であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を三年又は一年とする許可を受けるものとする。

2　在留資格の変更の手続

次のいずれかに該当する者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな活動を指定し、新たな在留期間を(一)又は(二)に該当する者については三年、(三)に該当する者については三年又は一年とする許可を受けるものとする。

(一)　本邦に在留するベトナム人就労介護福祉士候補者であって、介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得してベトナム人介護福祉士としての活動を行おうとするもの

(二)　本邦に在留するベトナム人就学介護福祉士候補者であって、指定された介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した後に介護福祉士試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得してベトナム人介護福祉士としての活動を行おうとするもの

(三)　本邦に在留するベトナム人介護福祉士であって、指定された受入れ機関又は雇用受入れ施設を変更してベトナム人介護福祉士としての活動を継続しようとするもの

○外務省告示第三百二十六号

日本国政府は、平成二十三年九月三十日にロンドンで作成された「欧州復興開発銀行を設立する協定の改正」の受諾書を平成二十四年九月二十五日に欧州復興開発銀行事務局長に寄託した。同改正のうち第十八条の改正については、同協定第五十六条1及び3の規定に従い、平成二十四年八月二十二日に全ての加盟者について効力を生じた。第一条の改正に関し、同協定第五十六条2(i)(d)及び3の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

平成二十四年九月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第三百二十七号

日本国政府は、平成二十四年九月二十五日に、世界貿易機関事務局長に対し、「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書」に附属する譲許表の修正及び訂正の効力を同年十月一日に発生させる旨の通告を行った。よって、同譲許表の修正及び訂正は、平成二十四年十月一日に、我が国について効力を生ずる。

平成二十四年九月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修